

家計が急変した私立高等学校に在籍する生徒への支援について

1 授業料に対する支援について（石川県私立高等学校授業料等軽減補助金）

【支援の対象となる世帯】

石川県内の私立高等学校（全日制）に在籍している生徒であって、**保護者等が石川県内に原則居住しており、次の①又は②のいずれかに該当する世帯**

①収入の急激な減少により、減少後の保護者の月収 ※ 1 に基づき試算した市町村民税の課税所得額の推計額の合計が 8 8 万円未満 ※ 2 となる場合

※ 1 減少後の保護者の月収

- ・両親2人分の合計額とし、会社作成の給与見込がわかる書類や直近3か月分の給与明細（個人事業主の方は事業収入（売上）を証する書類等）による平均月収で判断します。
- ・また、保護者等の中で解雇や倒産となった方がある場合は、直近の所得課税証明書に基づく課税所得額の合計から解雇や倒産となった方の課税所得額分を「0円」とみなして判断します。

※ 2 市町村民税の課税所得額の合計が 8 8 万円の世帯

4人世帯（両親のどちらか一方のみが就労、高校生1人、中学生1人）のモデルケースである場合に年収で約350万円程度の世帯になります。

②収入減により次のいずれかに該当することとなった場合

- ・生活保護受給世帯
- ・国民年金法の規定により国民年金の保険料の納付が減免された者がある世帯（ほか）

【支援の額】

各学校の授業料から就学支援金の支給額を差し引いた金額を免除又は軽減（1/2）

（私立高等学校の授業料）



（保護者負担額的全額又は半額（軽減1/2）を支援）

【支援の期間】

保護者等の失職等の家計の急変した日が属する月の翌月※から1年間を上限とします。

ただし、再就職等により保護者等の収入状況が改善した場合は、再就職等した月分までとなります。

※直近3か月分の給与明細（個人事業主の方は事業収入（売上）を証する書類等）等により減少後の保護者の平均月収で判断された場合は、申請書を受理した日が属する月の翌月からとなります。